

市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)の一部を次のように改正する。

第6項中「を減額変更」を「の10分の1の額(その額が1,500万円を超えるときは、1,500万円)以下の金額に係る変更契約を締結」に改める。

付 則

この議案は、令和3年4月1日から施行する。